

国民健康保険被保険者の方へ

申・問 保険医療課 2173

国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得

令和7年度国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得が以下のとおり変更になります。

課税限度額

	令和6年度 (改正前)	令和7年度 (改正後)	増減
医療保険分	650,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者支援分	240,000円	260,000円	20,000円
介護保険分	170,000円	170,000円	—

軽減判定所得基準

国民健康保険税（均等割）の7・5・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のとおり引き上げます。

	令和6年度（改正前）	令和7年度（改正後）
7割	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）	変更なし
5割	43万円+29万5千円×（被保険者・特定同一世帯所属者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）	43万円+30万5千円×（被保険者・特定同一世帯所属者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）
2割	43万円+54万5千円×（被保険者・特定同一世帯所属者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）	43万円+56万円×（被保険者・特定同一世帯所属者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）

国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免など



町の国民健康保険では、加入者の失業、疾病などにより収入が著しく減少し、利用する資産や能力の活用、または親族からの支援の要請などを行ったにもかかわらず、国民健康保険税の納付や国民健康保険の一部負担金（医療機関などでの自己負担額）の支払いが難しい場合などに、申請することで、国民健康保険税や国民健康保険の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

☑ 世帯の3か月間の実平均収入金額とその世帯の基準生活費※とを比較して、その世帯の3か月間の実平均収入金額がその世帯の基準生活費の一定割合（表1、表2）以下で、その世帯の預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の世帯の方

※基準生活費とは、生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したものです。

（表1）国民健康保険税の減免

生活困窮の場合の基準	
実収入金額の3か月間の平均金額	減免の割合
基準生活費の100分の105以下	100%
基準生活費の100分の105を超え100分の110以下	70%
基準生活費の100分の110を超え100分の120以下	50%
基準生活費の100分の120を超え100分の130以下	30%

（表2）国民健康保険の一部負担金の減免など

実収入金額の3か月間の平均金額	減免などの区分
基準生活費の100分の105以下	一部負担金の免除
基準生活費の100分の105を超え100分の120以下	一部負担金の徴収猶予

このほか火災・床上浸水などの災害で、資産に重大な損害を受けた場合は、国民健康保険税の減免を受けることができます。

災害の場合の基準	
災害の程度	減免の割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%



戸籍に氏名のフリガナが記載されます



▲法務省ホームページ

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

令和7年5月26日以降、おおよそ3か月以内に、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

△詐欺にご注意ください

フリガナの届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなくても、罰則や罰金はありません。

届出にあたって法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありません。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

誤っている場合は必ず届出をしてください

戸籍に記載されるフリガ名の通知書

届出をしなくても、令和8年5月26日以降にこの通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○1234番

【氏名のフリガナ】

氏	法 務
フリガナ	ホウム
氏名のフリガナの届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名のフリガナ】

① 名	太 郎
フリガナ	タロウ
② 名	京 子
フリガナ	キョウコ
③ 名	正
フリガナ	タダシ
④ 名	ゆり
フリガナ	ユリ

①～④の方が領部で届出可能です。(※領部については、役場等からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

新庁舎建設基本設計の町民説明会

固 DX推進・新庁舎整備室 2696

新庁舎整備に向けて、令和6年度に策定した基本設計についての計画概要などをご説明します。



固 町内在住・在勤の方

	日時	場所	定員 (当日先着順)
第1回	5月14日(水) 19時～20時30分	役場3階 第1会議室	50名
第2回	5月18日(日) 10時～11時30分	ゆめくる2階 視聴覚室	24名
第3回	5月18日(日) 14時～15時30分	パブリックルーム (ウニクス伊奈2階)	30名

※開始30分前から入場できます。説明の内容は、各回同じです。

都市計画道路上尾伊奈線の都市計画の変更に関する説明会

町が決定する都市計画の案を作成するにあたり、都市計画法第16条第1項の規定に基づく説明会を開催します。

固 5月31日(土)14時～
場 役場3階第1会議室
固 町内在住の方、利害関係のある方
固 都市計画課 2423



第43回 全国中学生人権作文コンテスト 中央大会奨励賞を受賞

作品名：「発達障害と差別」

小林 由季 さん

(当時：伊奈学園中学校3年生)

全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会応募作品110,100編の中から最優秀賞に輝き、県代表として中央大会へ推薦され、奨励賞を受賞しました。

このコンテストは、次代を担う中学生が、日常生活で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、昭和56年から開催されています。

固 人権推進課 2241